

令和8年度 西端小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法 総則）

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。学校では、これらの基本的な考えを基に、全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的開催する。さらに、教職員によるいじめ防止対策を推進する「生徒指導委員会」を設置し、「いじめ・不登校対策委員会」との連携を図りつつ、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを把握し、共通理解をもって組織的に対応する。

（1）「いじめ・不登校対策委員会」の役割及び構成員

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
- イ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策の検討をする。
- ウ 教職員への共通理解と、児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をする。
- エ 構成員は、主任児童委員、保護者代表（PTA会長、副会長）、校長、教頭、教務、校務、保健主事、養護教諭、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任、心の教室相談員とする。必要によっては、スクールカウンセラー等の専門家も構成員として加える。

（2）「生徒指導委員会」の役割及び構成員

- ア 「いじめ・不登校対策委員会」へいじめ防止対策の現状について報告をする。
- イ いじめアンケートや教育相談の実施を推進し、結果の集約・分析等を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ いじめ、もしくはいじめの疑いがあるとの情報があつた場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- エ いじめ問題が解消したあとも、児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- オ 構成員は、校長、教頭、教務、校務、保主、生徒指導、学年主任、学級担任の関係職員で構成する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくり・学校づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに碧南市教育委員会に報告をし、協議を行い、対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供し、調査に関する説明を実施する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は毎年4月に保護者へ周知する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止についても取り組む。

取組の年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」 「生徒指導委員会」等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○心の教室やＳＣの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○ＰＴＡ総会保護者への書面配付にて「学校いじめ防止基本方針」の周知 ○家庭訪問
5月	○現職研修「児童理解と学級づくり」	○ペア学年でのレク ○緑の羽根募金活動 ○修学旅行（６年生）	○生活アンケート	
6月		○情報モラル指導 ○みどりの学校（５年生）	○教育相談週間	○資源回収
7月	○「いじめ・不登校対策委員会」			○保護者懇談会
8月	○取組の実施と進捗状況の確認			
9月		○「ありがとうの手紙」コンテストへの参加（生活委員会）	○身体測定	
10月	○現職研修「ケーススタディ」	○運動会 ○人権を理解する作品コンクール ○福祉実践教室（身体障害）		
11月			○教育相談週間 ○生活アンケート	○学校公開
12月		○人権週間（人権に関する道徳の授業） ○赤い羽根募金活動		○保護者懇談会
1月		○保健指導	○身体測定	○保護者への学校評価アンケート ○学習発表会
2月	○自己評価（児童） ○自己評価（保護者・教師）	○卒業生を送る会	○教育相談週間 ○生活アンケート	
3月	○学校関係者の評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○学校評価の保護者への周知
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○ＨＦの活用	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○あいさつ運動（週１回）	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談 ○生活の様子を観察 ○日記	○親子で学校まで（交通事故０の日）